

○松本市海外留学生奨学基金条例

平成元年3月18日

条例第5号

改正 平成14年3月15日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、海外に留学する学生を援助するため、松本市海外留学生奨学基金（以下「基金」という。）を設置することを目的とする。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号のとおりとする。

(1) 奨学の目的をもって寄附された寄附金

(2) 一般会計からの繰入金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第3条の2 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、海外に留学する者のための奨学金に充てる。

2 前項の規定により奨学金に充当してなお剰余が生じたときは、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に積み立てる。

(給付の対象及び要件)

第5条 奨学金は、次の各号の一に該当する者で、向学心に富み、海外の学校に6カ月以上留学する高校生に対して給付するものとする。

(1) 本人が松本市内に引続き1年以上居住していること。

(2) 親が松本市内に引続き1年以上居住していること。

(給付の人数及び給付金額)

第6条 奨学金の給付人数及び給付金額は、別に規則で定める。

(給付者の決定)

第7条 奨学金の給付は、松本市教育委員会の意見を聞いて市長が決定する。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金の給付を受けた後、留学を中止した場合は、奨学金を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月15日条例第12号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。